令和３年度第３回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年６月２５日　午後２時００分							
閉会日時	令和３年６月２５日　午後３時４０分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１４名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男						
			１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
			１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（５名）	６	今里　誠一	７	中村　耕二	８	山本　実雄	９	小林　善孝
	１７	寺坂　誠一						
推進委員出席委員（８名）	②	谷川　育男	⑤	佐々野勇三	⑩	下村　真一	⑪	平山　勇市
	⑫	松本　覚	⑳	坂瀬　達生	㉑	竹野　真広	㉒	深松　誠
欠席委員（１４名）	①	大石　勝	③	木場　兵次	④	坂井　平人	⑥	田中敏郎
	⑦	千代田武詞	⑧	畑田　幸彦	⑨	北川美喜夫	⑬	中村　誠
	⑭	道脇　実喜夫	⑮	寺内　和彦	⑯	川端　敏広	⑰	吉谷　吾市
	⑱	四辻　嘉之	⑲	新井　真二				
署名委員	１０	古里　善秀	１４	角田　隆章				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実 岐　宿：山田康弘　奈　留：荒木善一							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 19 号	農地利用状況調査に係る非農地判断の取消について	可　　決
	議案第 20 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 23 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 24 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 25 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 2 時 00 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度　第 3 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、6 番　今里誠一 委員、7 番　中村耕二 委員、8 番　山本実雄 委員、9 番　小林善孝 委員、17 番　寺坂誠一 委員、より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 14 名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日の総会には先程の研修会に引続きまして、農地利用最適化推進委員にも出席の案内をしており、本日は 8 名の方に出席いただいていることを申し添えます。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 3 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 19 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案説明の前に農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消に関する参照条文を説明します。1ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則、第16条、総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。2 ページをご覧ください。

議案第19号をご説明いたします。

本案は、令和3年5月26日の総会において、農地利用状況調査に係る非農地の判断を得た案件でありますが、当該地について国土調査がされておらず、字図の線引きのずれがあったため、確認した農地の場所間違いはありませんでしたが、地番に相違がありました。今回、所有者より非農地通知の取消願がなされたので、総会の承認を得るものであります。

所在、所有者は議案記載のとおりとなっております。以上です。

〇議長

質疑を行います。

〇議長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第19号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決されました。

〇議長

次に、議案第20号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案第20号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。4ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っ

ていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田2筆、畑4筆で、面積は3,110㎡となっております。4月からの累計は、田18筆、畑45筆、樹園地0筆で合計面積は55,058㎡となっております。以上です。

○議長
はい。先程取り消しになった分が、福江地区の吉久木町○○○というのが、吉久木○○○になっています。そうですね。

□事務局
はい。○○○が間違いで、正確には○○○だったという事です。地番の間違いです。

○議長
そういうことだそうです。質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第20号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議長。
5ページをお開きください。
議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長
それでは、議案第21号の1番を審議いたします。
なお。議案第21号の1番と2番につきましては、新規就農に係るものになりますので同時に審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

□事務局
7ページをお開きください。
議案第21号、1番、
権利：使用貸借権　設定期間は5年間
所在：上大津町　畑4筆　合計　4，534㎡
貸付理由：高齢により耕作できないので当該地を貸し付ける。
借受理由：当該地を借り受けて新規就農を開始する。

6月16日に大津・奈留地区協議会及び本山・大浜地区協議会において、借受人と面接し、新規就農に伴う聞き取り調査及び現地調査を行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

つづきまして、議案第21号、2番
権利：賃貸借権　設定期間は5年間
所在：三尾野町　畑3筆　合計　1,723㎡
貸付理由：高齢により耕作できないので当該地を貸し付ける。
借受理由：当該地を借り受けて新規就農を開始する。

6月16日に福江地区協議会において、借受人と面接し、新規就農に伴う聞き取り調査及び現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第21号の1番と2番について質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第21号の1番と2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第21号の1番と2番は許可されました。

○議長
次に、議案第21号の3番を審議いたします。
なお、議案第21号の3番と4番についても新規就農に関する議案ですので、同時に審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第21号、3番
権利：所有権移転　有償　売買
所在：野々切町　畑1筆　4,069㎡

譲渡理由:高齢により農作業ができないため、当該地を譲り渡して新規就農を支援する。
譲受理由：当該地を譲り受けて農業経営を開始する。

つづきまして、議案第21号、4番
権利：所有権移転　有償　売買
所在：野々切町　畑1筆　2,492㎡
譲渡理由:高齢により農作業ができないため、当該地を譲り渡して新規就農を支援する。
譲受理由：当該地を譲り受けて農業経営を開始する。

3番、4番につきまして、6月16日に本山・大浜地区協議会において、借受人と面接し、新規就農に伴う聞き取り調査及び現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第21号の3番と4番について質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第21号3番と4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第21号の3番と4番は許可されました。

○議長
次に、議案第21号の5番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議長。
8ページをお開きください。
議案第21号、5番
権利：所有権移転　無償　贈与
所在：三井楽町貝津　畑1筆　2,384㎡
譲渡理由：遠隔地に居住しており、高齢のため耕作をするのが難しいので、当該農地を甥に移譲する。
譲受理由：叔父から贈与を受けて経営規模を拡大する。

6月16日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
　では、採決いたします。議案第21号5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第21号の5番は許可されました。

○議長
　次に、議案第21号の6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第21号、6番
　権利：所有権移転　有償　売買
　所在：岐宿町二本楠　畑1筆　752㎡
　譲渡理由：当該田は狭小であり、譲渡人が他に所有する田から離れており、耕作の便が悪いことから売り渡す。
　譲受理由：譲渡人から購入を依頼されていること、譲受人の所有する田、579番1に隣接しており、耕作上有利であることから購入する。

　6月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　では、採決いたします。議案第21号6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第21号の6番は許可されました。

○議長
　次に、議案第22号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。9から10ページをごらんください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設

定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長
　それでは、議案第 22 号の 1 番を審議します。
　なお、議案第 22 号の 1 番については 1 番　南　忠明　委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　－1 番退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　それでは、11 ページの議案第 22 号の 1 番をご説明いたします。
　所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地であります。
　申請地は、原状のまま利用し、申請地周囲をコンクリート擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊は無く、近隣は宅地化されており、また、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。以上です。

○議長
　次に、議案第 22 号の 1 番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長
　（登壇）
　富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第 22 号の 1 番について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で富江地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長

富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決を行います。
議案第22号の1番に対する富江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第22号の1番は許可相当と決しました。
1番　南　忠明　委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

○議長
次に、議案第22号の2番から4番を審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
次に、12から14ページの議案第22号の2番から4番をご説明いたします。2番から4番の議案につきまして、まとめて説明いたします。
所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、2番から4番の議案書のとおりでございます。
2番から4番の議案につきましては、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。以上です。

○議長
次に、議案第22号の2番から4番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長代理
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第22号の2番から4番について、当協議会は去る6月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第22号の2番から4番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（(降壇）

○議長
三井楽地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
　質疑を終わり、採決を行います。
　議案第22号の2番から4番に対する三井楽地区協議会の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」の発言あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第22号の2番から4番は許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
　議案第23号については、1番1から1番2と2番1から12番1までを分割して審議いたします。
　まず、はじめに1番1から1番2までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15、16ページをご覧ください。
　農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
　それでは、議案についてご説明いたします。17ページをご覧ください。
　1番1、1番2につきましては、リース牛舎等を建設するものです。
　1番1、利用権を設定する土地：畑2筆、2,329㎡
　1番2、利用権を設定する土地：畑1筆、2,753㎡
　こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
　以上、1番1、1番2の面積合計は、畑3筆、5,082㎡、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
　申請地には、牛舎2棟、堆肥舎1棟を建設する計画となっております。
　位置図及び配置図は議案をご覧ください。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桝を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3回の入替を行う計画となっております。
　以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)

の①の各要件を満たしていると考えます。

〇議長
　次に、議案第 23 号、1 番 1 から 1 番 2 に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長
　（登壇）
　崎山地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
　ただいま議題となりました、議案第 23 号、農用地利用集積計画の 1 番 1 から 1 番 2 について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。以上で崎山地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

〇議長
　崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑はございませんか。

〇〇〇委員
　はい。議長。
　これだけでは、ちょっと分かりづらいんですよ。もう少し詳しく説明をお願いします。
　位置図では、鐙瀬公園から 1ｋｍですよね。牛舎がどれで、堆肥舎がどれでというのを教えていただきたい。

□事務局
　配置図の方で、上に四角の建物があると思うんですけど、その 2 棟が牛舎で、下に一つある建物、これが堆肥舎になっております。

〇議長
　上の方が牛舎で、下のが堆肥舎という事です。
　これは、他人の土地に五島農協が牛舎を建てて、この牛舎をまた別の人が使うという事になります。

〇〇〇委員
　これは、どのくらいの規模になるのか。

〇議長
　50 頭くらいの規模だそうです。

〇〇〇委員
　左が、産室か何かですか。

□事務局
　右側の方が、育成牛舎で子牛等を育てる牛舎で、その横が成牛を育てる牛舎となっております。
　一応、50 頭を飼育する予定にしていて最終的には 50 頭を超えてくるように聞いております。

○○○委員
　近くには、民家も何もないんですか。

○議長
　近くに、今度飼う人の親の牛舎があるそうです。

○○○委員
　この堆肥舎の排水というのは、どういう風になっていますか。

□事務局
　排水については、先ほど説明したように、雨水排水については、溜枡処理で、汚水処理については、おが粉を敷き詰めて、それに吸わせて年に 2, 3 回処理するという事で上がっています。

○○○委員
　溜まったやつは、ポンプか何かでどこかにもって行くということですか。

○議長
　汚水は、全然でない。おが粉に吸収させるので、何か月かに一回それを交換するという事です。

○○○委員
　全然例えば尿とか何とかっていうのは流れないという設定という事ですか。

○○○委員
　今時の牛舎は、そういう設計になっています。

□事務局長
　運動場も中に作っているので、その中でやるので、処理できます。

○議長
　堆肥類は、外に出ないという事です。

○○○委員
　計算上それでいけるという事になっているんですね。わかりました。

○議長
　他にありませんか。

○議長
　質疑を終わり、採決いたします。
　議案第23号の1番1と1番2に対する崎山地区協議会会長の報告は、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の要件を満たしているとの報告であります。
　よって、議案第23号の1番1と1番2は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、1番1と1番2は、原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第23号、2番1以降を審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長
　2番 1、申請地、畑2筆、3,920㎡
　2番 2、申請地、畑1筆、1,599㎡
　以上、2番1,2番2につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

　3番、申請地、畑2筆、3,704㎡
　更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

　4番1、申請地、畑1筆、1,980㎡
　4番2、申請地、畑2筆、3,762㎡
　以上、4番1,4番2につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

　5番 、申請地、畑6筆、12,094㎡
　更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

　6番、申請地、畑1筆、8,113㎡
　新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

　7番、申請地、田3筆、7,284㎡
　こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

　8番 、申請地、田3筆、7,119㎡
　新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

　9番、申請地、田1筆、3,020㎡
　こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

10番、申請地、田1筆、1,979㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

11番、申請地、田2筆、2,652㎡
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

12番、申請地、田3筆、4,384㎡
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、申請番号1番1～12番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
それでは、質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第23号、2番1から12番1については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号、2番1外12件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第24号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
参照条文につきましては、議案第23号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1番1、申請地、畑1筆、1,348㎡
1番2、申請地、畑1筆、1,500㎡
1番3、申請地、畑2筆、2,938㎡
1番4、申請地、田2筆、1,556㎡
1番5、申請地、畑16筆、29,709㎡
1番6、申請地、畑2筆、359㎡
1番7、申請地、畑2筆、田2筆、樹園地1筆、合計5筆、6,796㎡
以上、1番1～1番7の契約内容は、賃借権が1番1、1番2、1番4で、それ以外は使用貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第24号、貸借権設定の1番1から1番7は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第24号の貸借権設定の1番1外6件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第25号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。26ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第24号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。27ページをご覧ください。
1番1、申請地、　畑1筆　1,348㎡
1番2、申請地、　畑1筆　1,500㎡
1番3、申請地、　畑2筆　2,938㎡
以上、1番1～1番3の契約内容は、1番3が使用貸借権、それ以外は賃借権となっております。

2番、申請地、　田2筆　1,556㎡
契約内容は、賃借権となっております。

3番1、申請地、 畑16筆　29,709㎡
3番2、申請地、 畑2筆　359㎡
以上、3番1、3番2の契約内容は、全て使用貸借権となっております。

4番、申請地、 畑2筆、田2筆、樹園地1筆　計5筆　6,796㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、1番～4番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。　以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。
議案第25号1番1から4番1については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第25号1番1外6件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長
議題は以上で終了いたしました。

○議長
次に報告・協議事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

□事務局
－会議等報告・予定他について報告－
1. 長崎農業委員会1・1・1運動について
2. 会議等報告・予定について
3. 非農地証明書交付願いについて
4. 農地所有適格法人要件確認について
5. その他

○議長
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和3年度第3回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後　3時40分　閉会＝